

2 河川の水質汚濁

(対象河川)

河川の水質汚濁対策については、当地域において、平成13年度にBODに係る環境基準を達成していない猪名川下流(1)、喜瀬川及び別府川を対象とした。

なお、平成13年度には猪名川下流(2)も環境基準を達成していなかったが、同流域については、調査地点が大阪府域にあること、また、本県の流域において発生する汚濁負荷がわずかであることから、第3節において記述することとした。

(1) - 1 猪名川下流(1)のBODに係る水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

猪名川下流(1)は、箕面川合流点より下流（藻川を含む。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。）を該当水域とし、その流域には尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市が含まれている。かつて、工場排水、生活排水などの流入により汚濁した河川であったが、下水道整備の推進などにより、近年、その水質は改善されている。平成12年度までは環境基準を達成していたが、平成13年3月30日、猪名川下流(1)に係る環境基準の類型が強化され、平成13年度は環境基準を達成していない。

猪名川下流(1)のBODの推移については、図2-1-12のとおりであり、若干の変動はあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。

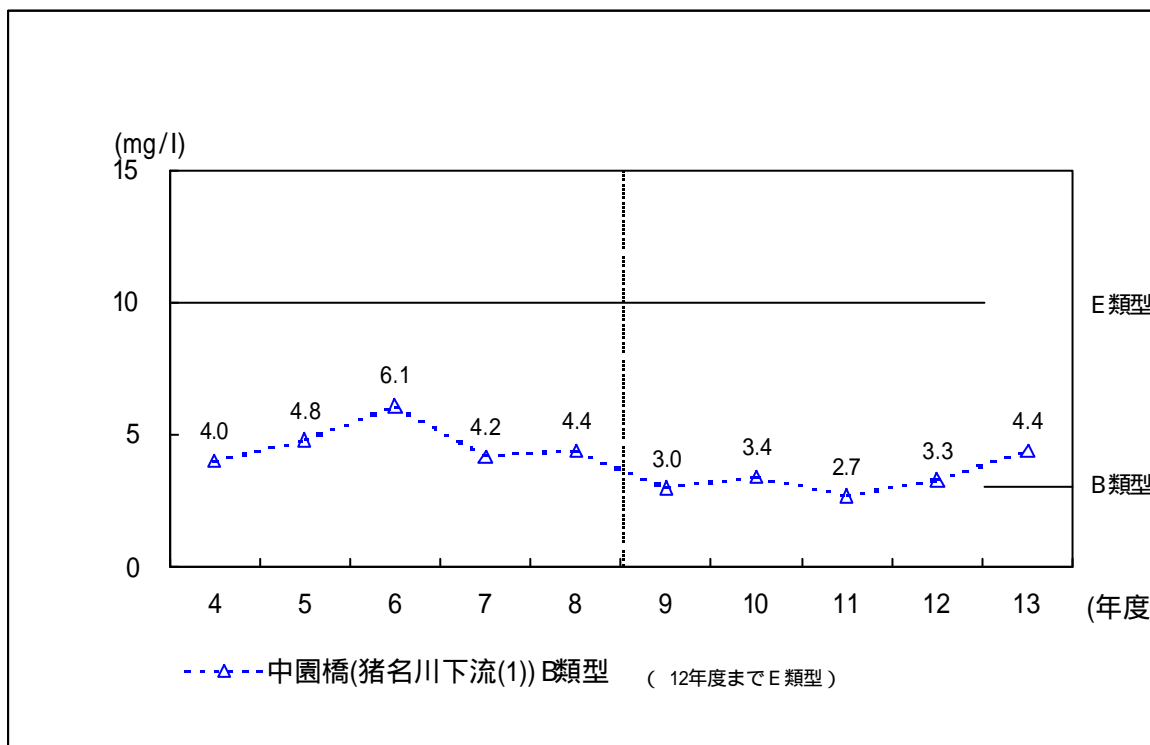


図2-1-12 猪名川下流(1)の水質(BOD)の経年変化

イ 当該課題に係る要因分析

軍行橋下流から中園橋上流までの間の流域において発生するBOD汚濁負荷量を発生源別にみると、生活系65%、産業系1%、畜産系16%、その他系18%であり、生活系が最も大きな割合を占めている。

また、平成13年度は、平年より降雨量が少なかったことから調査時の流量も少なく、このことが水質の悪化に影響を与えたとも考えられる。

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

(ア) 過去の施策の実施状況

A 生活排水対策

本流域において、県では、猪名川流域下水道の整備を推進している。

平成13年度末現在の処理人口は、行政人口869百人に対し850百人であり、処理率は98%となっている。

B 工場・事業場排水対策

工場・事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」及び同法第3条第3項の「排水基準に関する条例」(上乗せ条例)に基づく濃度規制を行うとともに、瀬戸内海の水質保全を図るため、CODに係る水質総量規制により汚濁負荷量の削減を行ってきた。

(イ) 過去の施策の評価分析

流域から発生する汚濁負荷量は、生活排水によるものが多く、平成8年度には97%であった下水道処理人口の割合は、平成13年度には98%となっており、下水道処理率は若干上昇したが、水質はほぼ横ばいで推移している。

平成13年度には、環境基準に係る類型が強化されたため、環境基準点である中園橋(B類型)において環境基準を達成していない。

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(ア) 達成目標

猪名川下流(1)の環境基準点である中園橋において、環境基準の達成を図る。

(イ) 個別施策

A 生活排水処理施設の整備

引き続き流域下水道の整備を進めることにより、下水道処理人口は平成13年度の850百人から平成18年度には873百人、処理率は99%になる見込みである。

B 工場・事業場対策

流域下水道へ接続する事業場に対して、水質の監視・指導を徹底していく。

(ウ) 共通施策

「(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策」参照。

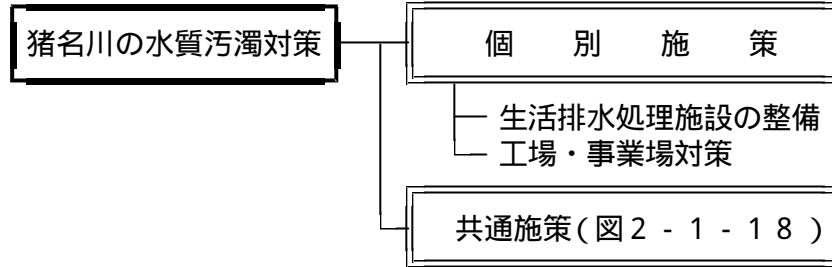


図2-1-13 猪名川のBODに係る水質汚濁対策の体系

(1) - 2 喜瀬川の水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

喜瀬川は、加古郡稲美町南西部に源を発し、稲美町、加古川市東部、播磨町を南下し、播磨灘に注ぐ延長約4.9kmの河川である。上流部は農業が盛んであり、中下流部は市街地で工場が点在している。

喜瀬川の水質汚濁の推移については、図2-1-14のとおりであり、近年、下水道整備の推進などにより水質は改善されてきたが、なお環境基準を若干上回っている。

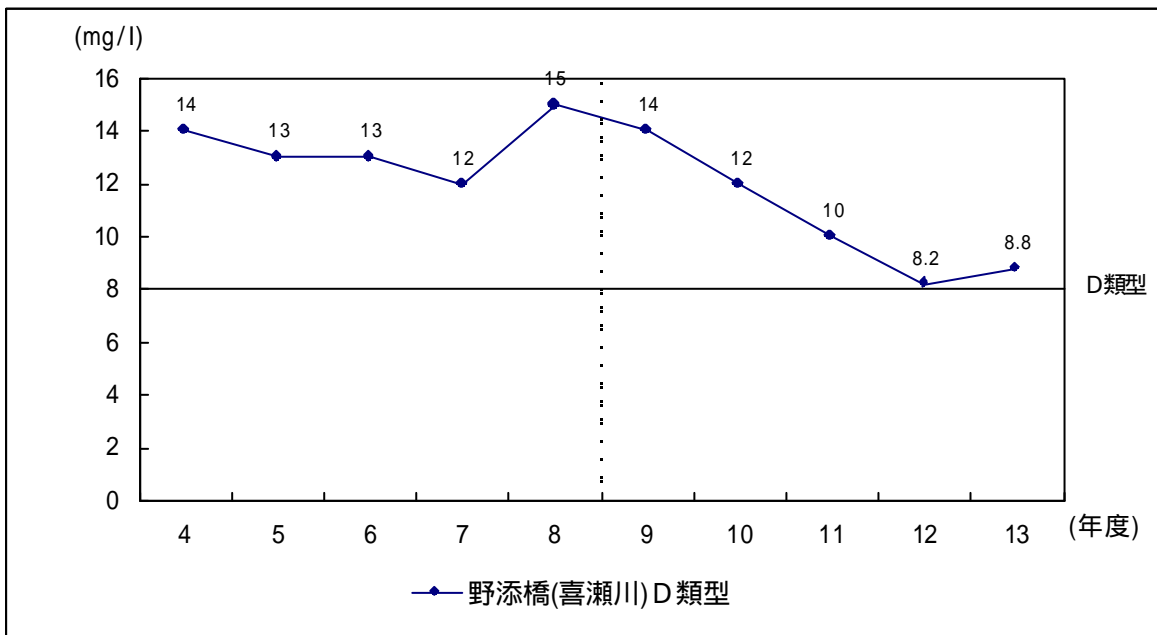


図2-1-14 喜瀬川の水質(BOD)の経年変化